○厚生労働省告示第四百三号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十五条第二項及び第六十五条の二第二項並びに特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）第七条第一項第五号及び第八条第一項の規定に基づき、特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能等の一部を改正する告示を次のように定め、平成二十九年一月一日から適用する。

平成二十八年十一月三十日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能等の一部を改正する告示

（特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能の一部改正）

第一条　特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能（昭和五十年労働省告示第七十五号）の一部を次のように改正する。

第一号中「9から11まで」を「8の2から11まで」に、「第九号から第十一号まで」を「第八号の二から第十一号まで」に改め、同号の表塩素の項の次に次のように加える。

オルト―トルイジン	一立方センチメートル

（作業環境測定基準の一部改正）

第二条　作業環境測定基準（昭和五十一年労働省告示第四十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一オーラミンの項の次に次のように加える。

オルト―トルイジン	固体捕集方法
	ガスクロマトグラフ分析方法

（作業環境評価基準の一部改正）

第三条　作業環境評価基準（昭和六十三年労働省告示第七十九号）の一部を次のように改正する。

別表中九の二の項を九の三の項とし、九の項の次に次のように加える。

九の二　オルト―トルイジン	一ppm

（特定化学物質障害予防規則第八条第一項の厚生労働大臣が定める要件の一部改正）

第四条　特定化学物質障害予防規則第八条第一項の厚生労働大臣が定める要件（平成十五年厚生労働省告示第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

第一号イ中「9から11まで」を「8の2から11まで」に改める。

○関東地方整備局告示第三百三十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年十一月三十日

関東地方整備局長　大西　亘

その関係図面は、平成二十八年十一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

一　道路の種類及び路線名

一般国道　二十号

二　区間

相模原市緑区吉野字本町二〇四番一から同市緑区吉野字本町二一八番二まで

三　供用開始の期日

平成二十八年十一月三十日

○関東地方整備局告示第三百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十八年十一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月三十日

関東地方整備局長　大西　亘

一　道路の種類及び路線名

一般国道　二十号

二　占用を制限する区域

相模原市緑区吉野字本町二〇四番一から同市緑区吉野字本町二一八番二まで

三　図面縦覧場所

関東地方整備局及び同局相武国道事務所

○関東地方整備局告示第三百三十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月三十日

関東地方整備局長　大西　亘

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　二十号

三　区間

変更前後別	敷地の幅員	延長
前	七五・三八～一二〇・三五メートル	一八・〇三～四七・八九メートル
後	六八・四五～八九・九八　〇・一八三	一八・〇三～二〇六・〇二　〇・二八五キロメートル

四　図面縦覧場所

関東地方整備局及び同局相武国道事務所

○関東地方整備局告示第三百三十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月三十日

関東地方整備局長　大西　亘

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　二百九十八号

三　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
松戸市小山字西田四九三番から同市上矢切字梶形九七一番一九まで	前	七五・三八～一二〇・三五メートル	一八・〇三～四七・八九メートル
	後	六八・四五～八九・九八　〇・一八三	一八・〇三～二〇六・〇二　〇・二八五キロメートル

四　図面縦覧場所

関東地方整備局及び同局首都国道事務所

○北陸地方整備局告示第九十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月三十日

北陸地方整備局長　中神　陽一

一　路線名　上越市大字寺町字小寺一〇九五番二から同市大字寺町字中野一六二五番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）

二　供用開始の区間　北陸地方整備局及び同局高田河川国道事務所

三　供用開始の期日　平成二十八年十一月三十日

○四国地方整備局告示第百二十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月三十日

四国地方整備局長　名波　義昭

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　三十三号及び四百四十号

三　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
愛媛県上浮穴郡久万高原町日野浦一七九四番から同町日野浦一四六〇番まで	前	一八・〇三～四七・八九メートル	一八・〇三～二〇六・〇二　〇・二八五キロメートル
	後	一八・〇三～二〇六・〇二　〇・二八五	

四　図面縦覧場所

四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所